

均等待遇と正社員化を 求める署名に ご協力をお願いします

-23 春闘勝利に向け-



ひろしま

郵政産業労働者
ユニオン広島支部
(広島郵便局内)

日本郵政グループ各社及び関連会社では、約18万人の非正規社員が事業に不可欠な社員として働いています。

郵政労約法20条裁判では、2020年10月15日の最高裁で扶養手当、年末年始勤務手当、年始期間における祝日割増、無給の病気休暇、夏期冬期休暇について不合理で違法と判断されました。



最高裁判決をうけて、勤続3年で無期転換のアソシエイト社員、そしてアソシエイト社員には有給の病気休暇制度が実現しました。これらは、均等待遇実現に向けた大きな前進と受け止めています。



しかし、有給の病気休暇はすべての非正規社員に適用とはなっていませんし、休暇・賃金とも均等待遇には程遠いのが現状です。郵政ユニオンは、23春闘で真の均等待遇と大幅な正社員化を大きな柱に今年もたたかいます。要求実現に向け、下記要請項目の署名を取り組んでいます。皆さまのご協力をよろしく願います。

<署名要請項目>

1. 期間雇用社員契約更新3年でアソシエイト社員とし、アソシエイト社員から2年で正社員を希望する社員全員を正社員へ採用（登用）すること
2. 正社員へは公正・公平な採用（登用）を行うとともに、単年度の登用数を大幅に拡大すること
3. 時給制契約社員の最低賃金を全国どこでも時給1500円以上にすること
4. 正社員との格差がある一時金、諸手当、福利厚生面などを是正すること

郵政ユニオン広島支部の組合事務室を獲得しよう! 会社は組合事務室を貸与せよ!